

岸総総第 217 号
令和 8 年 10 月 9 日

物件番号 3
入札参加資格者 各位

岸和田市総務部総務管財課長

財産区財産用地公売（一般競争入札）に係るご質問に対する回答について

この度は、財産区財産用地公売（一般競争入札）にご参加いただきありがとうございます。参加資格者様からいただきましたご質問について、別紙のとおり回答いたします。

【物件番号 3】 神須屋町 231 番 1 質問に対する回答

Q 1. 当該地ですが、地目が溜池になっていますが昔は何がありましたか？

現在に至るまでの履歴を教えてください。

A 1. 何もありませんでした。以前は、ため池です。

Q 2. 当該地は改良工事を行っていますか？工事をされているのであればどのような工事内容か工事図面を開示して頂きたいです。

A 2. 市の発注では、改良工事を行っていませんが、地元の財産区協議会が、道路敷との境界確定に伴う境界溝の設置、および田越水路の放流経路変更（ため池経由から水路および道路側溝への直接放流）に伴う整備を行っています。また、図面（詳細図）については、本市が当該協議会から提供を受けていないため公開できません。詳細については、地元（財産区協議会）へ直接ご確認願います。なお、市が保有している「概要平面図」については、別途お申出があれば開示可能です。

Q 3. 現地排水路部分（2ヶ所）は落札後落札者にて分筆し、岸和田市に譲渡し岸和田市にて管理可能ですか？

A 3. 譲渡を受けるに当たり、幅員・構造等について一定の基準を設けていますので、建設管理課および日常管理を行う地元水利組合と別途協議いただいた上で、基準を満たしていれば、譲受および管理は可能です。

Q 4. 現地境界標が確認できない場合、復元してもらえますか。

A 4. 市としての復元作業は行いませんが、復元に必要な座標に関する資料についての提供は可能です。

Q 5. 地元自治会、水利組合、隣接所有者等と、折衝した際、要望や主張等聞かれているのであれば情報の開示をお願いします。

A 5. 入札案内 P16 の最下行から始まる 1 文が水利組合からの要望として有るのみです。その他は特段聞いていません。

Q 6. 隣接地から若しくは市有財産からの越境物がありますか？

A 6. 本売却に伴い境界確定を実施しています。境界確定段階では、各隣接者からの指摘はありませんが、今後の申出の有無については不明です。

Q7. 現状水路幅の変更と暗渠で整備して構わないですか？

A7. 売却区域に含まれる水路の取扱いについては以下の通りです。

1. 譲受しない場合：【A5】に記載の通りとなりますので、内容をご確認の上、別途協議を行ってください。
2. 譲受する場合：【A3】に記載の通り、管理基準を満たしている範囲内での変更等は可能です。

なお、売却区域に含まれていない水路敷については、変更することはできません。

Q8. 水路の管理はどこがするのでしょうか？（ゴミ詰まり等）

A8. 譲受しない場合の取扱いは以下の通りとなりますので、ご注意ください。

1. 土地について：土地所有者が管理を行うこととなります。
2. 流水空間について：具体的な管理区分については、土地所有者および地元水利組合で別途協議を行ってください。

なお、譲受する場合の対応については、【A3】に記載の通りです。